

富津市移動図書館車臨時運行基準

(趣旨)

第1条 この基準は、富津市移動図書館車運営規程（昭和56年教委訓令第3号）第12条の規定により、富津市移動図書館車における臨時運行に必要な事項を定めるものとする。

(臨時運行の要件)

第2条 臨時運行を希望する者は、富津市移動図書館臨時運行申出書（第1号様式）に富津市移動図書館車臨時運行要件書（第2号様式）を添えて、運行を希望する日の14日前までに富津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項による申し出を受けたときは、次に掲げる要件に基づき審査の上、その可否を決定し、富津市移動図書館臨時運行承認（不承認）決定通知書（第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

- (1) 当該地の所有者からの承諾が得られ、かつ、無償で使用できること。
- (2) 移動図書館車（以下「さくら号」という。）が駐車するのに十分な空き地が確保されるとともに、進入する道路等の幅員が確保されていること。
- (3) 利用者の安全が確保でき、かつ、一定時間の駐車が可能で、図書館サービスを提供することができること。
- (4) 周辺住民等の理解と協力が得られること。
- (5) 概ね20人以上の利用者が見込まれること。
- (6) さくら号の年間計画に支障がないこと。

(臨時運行の回数)

第3条 臨時運行の回数は年間5回程度とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合についてはこの限りでない。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、臨時運行に関し必要な事項は別に定める。

付則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。